

兵高教組

2025年4月4日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

# 調査情報 2号

生徒引率時の宿泊費が改善されます

## 宿泊費で教職員の持ち出しをなくす一歩

2024年発行の「調査情報7号」で「自腹を切る教職員」として取り上げ、職場からのアンケート集計も基に対県交渉で改善を迫ってきました。この度、高教組運動の成果として3月18日付で県教委から「内国旅行における児童又は生徒の引率旅行に係る宿泊料の取扱いについて」を回答させることができました。

### 改訂後の宿泊費の上限

現行区分		宿泊料
A地域	東京都特別区、大阪市、他	11,800
B地域	浦安市、守口市、他	10,900
C地域	札幌市、宇治市、他	9,800
D地域	A～C以外	8,700

追加区分	宿泊料
埼玉、東京、京都	19,000
福岡	18,000
千葉	17,000
神奈川、新潟	16,000
香川	15,000
熊本	14,000
北海道、大阪、広島、岐阜	13,000
兵庫、宮崎、鹿児島、山梨	12,000
奈良、長崎、沖縄、長野、愛知、他	11,000
岡山、徳島、愛媛、福井、他	10,000
三重、島根、静岡、岩手、石川	9,000
福島、鳥取、山口	8,000

- 左表の区分は残りながら、実費が区分の定額以下の場合は、定額が支給。  
例. 浦安市(B地域)で宿泊費が10,000の場合、10,900円が支給。
- 実費額が区分の金額を超過し、A区分額(11,800円)以下の場合は、11,800円を上限に超えた部分も支給。  
例. 浦安市で宿泊費が11,500の場合、11,800円以下なので、11,500円が支給される。
- 実費額がA地域の額を超えた場合、右表の区分地域の宿泊料の範囲で支給。  
例. 浦安市で11,800円を超えた場合、千葉県17,000円の範囲まで支給される。  
以上の改訂でも、それでも教職員の持ち出しがあるときは、お知らせください。

## 寒冷地手当は改悪…今年、豪雪であったにも関わらず

人事委員会が気象データを基に寒冷手当の支給区分を見直したものを、県(県教委)そのまま適用するに当たって、支給地除外となる学校があることは認められないと要求してきました。しかしながら、高教組の要求にもかかわらず、生野高校が支給地から除外されています。

	世帯主		単身者
	扶養あり	扶養なし	
現行	19,800	11,400	8,200
2025年	13,200	4,800	1,600
2026年	6,600	0	0
2027年	0		

当面、以下の激減緩和措置を実施し段階的に削減(年6,600円ずつ)するとされています。  
(2025年4月、生野高校へ新採用、異動の方は激減緩和措置は適用除外)

## 通勤手当の改正の通知は職場を混乱させないのか

確定交渉の場で、次長からの回答は

- ・1カ月あたりの通勤手当の額を合算した額の限度を15万円へ引き上げ
- ・新幹線や在来線特急の交通機関等は15万円の支給限度額の範囲内で全額支給
- ・新幹線等の利用により通勤時間が片道あたり30分以上短縮要件を廃止
- ・通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められる場合は、支給
- ・有料道路の通行料金はETC利用時の通行料で支給

としましたが、高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合の通知には  
ア) その有料の道路を利用せずに通勤することとした場合における通勤時間がおおむね90分以上である職員  
イ) これに相当する程度に通勤が困難である職員  
として、「相当程度の改善の考え方については、個別事情を考慮しつつ、公費支出の観点も踏まえて、各所属で適切に判断」と各校任せの「相当程度」とし、現場に混乱を生じさせてしまう対応です。通知発出前に、再々、高教組から「どうなるのか」と申し入れていましたが、「待つてほしい」だけで、急な発令でした。

なお、通勤方法の変更(高速を使う等)は4月15日までに手続きが必要です。「相当程度の改善の考え方については、個別事情を考慮しつつ」ですから、個別事情を明確にして、各校で事務室にご提出ください。承認されなかった場合は、個別に事情を確認し、高教組にご連絡ください。混乱は生じるでしょうが、その原因は、年度末まで待たせて協議もしなかった県教委にあります。

## 単身赴任手当:現在、単身の状態で請求していない人も可能に

既に単身赴任の状態で請求していない人も請求すれば対象です。